

富士山アリーナ貸切使用料金について

区 分	使用料(1 時間あたり)
アマチュアスポーツに使用する場合	4,110 円
見本市、展覧会、プロスポーツ等に使用する場合	12,860 円

※平成 26 年 4 月 1 日～上記使用料金適用となります。

備考 1 30 分間未満の端数は、これを 30 分間として計算する。

この場合の使用料については、1 時間当たりの基本使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

付属設備使用料金

品 名	単位	1 日当たりの料金	摘 要
フットサル(ゴール)	1 面	350 円	最大 1 面
テニス(ネット)	1 面	500 円	最大 2 面可
ステージ	1 台	500 円	幅 240×奥行 120×高さ 80 c m (10 台)
イス	1 脚	50 円	800 脚

その他利用形態により次のような割引割増が設定されています。(貸切利用の場合のみ)

区 分	基本使用料に対する減額及び増額率	証明書等
富士吉田市民及び富士吉田市内の団体(富士吉田市民で構成される団体又富士吉田市内に本店若しくは主たる事業所等を有する事業者等をいう)が使用するとき	50%	市民又は市内団体である証明が出来るもの
幼稚園、保育園、小中学校、高校等が教育を目的として使用するとき	50%	—
障害者基準法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者及びその介護を行う者が使用するとき	50%	身体障害者手帳等
使用する日のうち、会場の準備若しくは撤去のために使用するとき	70%	—
1 回の使用につき使用期間が連続 5 日間以上となる時(5 日目以降の使用料に対し適用)	80%	—
使用者が富士吉田市内の宿泊施設に宿泊し、宿泊日の前後 1 日に使用するとき	80%	領収書等宿泊が証明できるもの
使用時間が 1 日に連続 4 時間以上となる時	90%	—
使用する日が、土曜日又は日曜日若しくは国民の祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)に当たるとき	120%	—
使用時間以外の時間帯(早朝、深夜)に使用するとき	120%	—
使用者が販売を目的として使用するとき	130%	—
使用者が入場料、その他これに類する料金を徴収するとき	150%	—